

平成 21 年 4 月 28 日

新型インフルエンザの発生に伴う体制の整備について（要請）

日本時間の 4 月 27 日 23 時、世界保健機関（WHO）において専門家による緊急委員会が開催され、その結果を踏まえて公表された世界保健機関（WHO）事務局のステートメントの中で、継続的に人から人への感染がみられる状態になったとして、フェーズ 4 宣言が正式になされたところである。これを受けて、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成 21 年 2 月 17 日改訂）（別添 1）に基づき、第一段階（海外発生期）に移行したことが公表された。

同計画においては、第一段階（海外発生期）に移行した場合、政府は、「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、初動対処方針について協議・決定することとなっている。このため、政府は、4 月 28 日に同対策本部において「基本的対処方針」を決定し、公表したところである（別添 2）。

また、関係省庁は、事業者に対し、新型インフルエンザ発生国への出張を避けること、海外駐在員や海外出張者がいる場合、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、速やかに帰国させることについて要請することとなっている。

更に、関係省庁は、事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努めること、職場での感染防止策及び社会機能を維持するための業務の継続又は不要不急の業務の自粛のための準備を行うことについて要請することとなっている。

このため、貴金融機関等におかれては、厚生労働省、外務省等から示される新型インフルエンザに関する情報等を踏まえながら、上記のように対応されるよう、徹底方お願いしたい。

【参考 1】政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」（厚生労働省 HP）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/13.html>

【参考 2】「新型インフルエンザ対策ガイドライン」（厚生労働省 HP）

<http://www-bm.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/09.html>

【参考 3】政府の新型インフルエンザへの対応（首相官邸 HP）

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>

新型インフルエンザ対策行動計画（抄）

（平成 21 年 2 月改定）

（略）

第一段階 海外発生期

（海外で新型インフルエンザが発生した状態）

目的：

- 1）ウイルスの国内侵入をできるだけ阻止する。
- 2）国内発生に備えて体制の整備を行う。

実施体制と情報収集

【政府の体制強化】

（略）

- ・ WHO がフェーズ 4 の宣言を行った場合には、内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、水際対策等の初動対処方針について協議・決定する。（内閣官房、全省庁）

（略）

予防・まん延防止

【感染症危険情報の発出等】

（略）

- ・ 事業者に対し、発生国への出張を避けるよう要請する。また、海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、速やかに帰国させるよう要請する。（関係省庁）

（略）

社会・経済機能の維持

【事業者の対応】

- ・ 事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場での感染防止策及び業務の継続又は自粛の準備を行うよう、要請する。（関係省庁）

基本的対処方針

政府は、新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、これまでのメキシコ等において発生した豚インフルエンザへの対策を更に強化、総力を挙げて取り組むこととし、次の措置を講ずることを決定した。

- 一. 国際的な連携を密にし、諸外国における罹患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴等に関する情報収集に最大限の努力を払い、国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対し、厚生労働省・外務省や自治体等の相談窓口において適切に対応する。
- 二. 在外邦人に対し支援を行うこと及びウイルスの国内侵入をできる限り防止することを目的として、以下の水際対策を実施する。
 - (一) メキシコへの渡航延期を勧告する感染症危険情報の発出
 - (二) メキシコ等の在外邦人に対する情報提供、タミフルが医療機関から払底した場合の在外邦人への提供

等支援の強化

(三) メキシコからの邦人の帰国を支援するための諸対策の推進

(四) 検疫・入国審査の強化、空港における広報活動の強化

(五) メキシコからの入国者に関する査証審査の厳格化

(六) 発生国から入国した感染者や感染したおそれのある者に対する隔離・停留及び空港等における警備強化

三. ウイルス株を早急に入手し、パンデミックワクチンの製造に取り組む。

四. 新型インフルエンザ患者の国内での発生に備え、引き続き、以下の対策を実施する。

(一) 保健・医療分野を始めとする全ての関係者に対する的確な情報提供

(二) 発熱相談センターと発熱外来の設置の準備

(三) 国内サーベイランスの強化

(四) 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者に対する供給体制の確認や注意喚起